

浦安市事務事業評価等の総括

報告書

令和6年3月

1 取組の概要

(1) 取組の背景

- 本市では、令和4年3月に「まちづくり基本条例」を制定し、さまざまな立場や価値観を超えて共有できるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、新たに「行政基本条例」「行政評価条例」「健全な財政運営に関する条例」を制定しました。
- 行政評価条例において、本市の行政改革の基本理念として、最少の経費で最大の効果を挙げるように行政運営を行うことを規定し、健全な財政状況を維持するため、さらなる事務・事業の効率化を進めるとともに行政改革を単なるコスト削減・効率化の取り組みとするのではなく、事業の効果の向上が期待できるものについては、優先度を見極め必要な措置を講じることとしました。
- また、行政評価は、効果的かつ効率的で質の高い行政運営を行うため、行政運営を妥当性、効率性、有効性等の観点から評価し、その結果を施策や事業、予算編成、組織編成等に活用し、継続的に行政改革を推進するものと位置付けられました。
- これまでの取り組みの背景を踏まえ、総合計画の推進や予算編成等に寄与する新たな事務事業評価を実施しました。

(2) 行政評価(事務事業)実施の目的

【行政改革の推進】

- 最少の経費で最大の効果を挙げることや、行政資源を最適に活用するといった行政改革の基本理念を踏まえ、「経費(コストの改善度)」と「効果(施策への有効性)」に着目した評価を行います。
- また、事業の目的や成果を再確認し、改善や改革を繰り返すことで、継続的な行政改革を推進します。

【評価結果の有効活用】

- 評価の結果から具体的な改善方策等を見出すとともに、評価結果は、総合計画の推進や、予算編成、組織編成等に活用します。
- 評価結果を、有効な情報として今後の施策や事業の展開に反映することを意識し、評価することが目的とならないよう取り組みます。

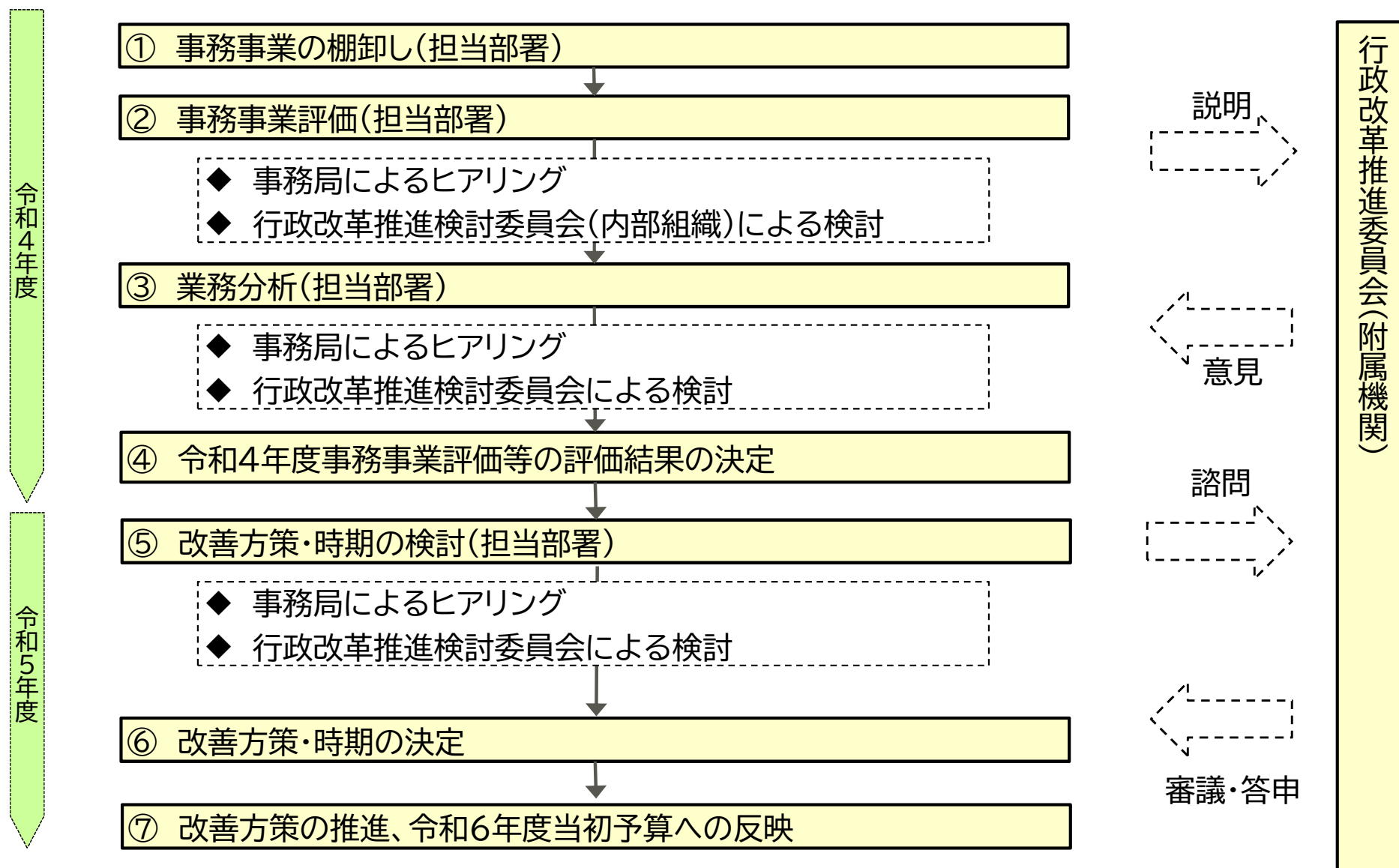
【行政運営の透明性の確保と説明責任の遂行】

- 行政評価を通して、事務事業がどのように行われ、どのような成果があったのかを明らかにし、その結果を、広く公表します。
- また、評価は、事務事業の特性に応じた手法を用いて、可能な限り定量的で分かりやすい評価とします。

【職員の意識改革】

- 行政評価を通じ、業務を見つめ直すことで、職員の意識改革や政策形成能力の向上を促します。これまで以上に目的意識を持って改善や改革に取り組むよう、意識改革に努めます。
- また、日々の業務においても、常に職員が改善や改革に取り組む風土を醸成します。

(3) これまでの取組概要



*上記取組に並行して、職員の意識改革の研修を実施した。

(4) 職員の意識改革の研修の実施

【令和4年度】

- 事務事業評価の実施に伴う説明会(令和4年9月14日)
 - 目的: 事務事業評価の実施方法等を理解し、事務事業改善の意識醸成を図ること
 - テーマ: ①事務事業評価の実施について、②事務事業評価と結果の活用について
③評価調書の作成について
 - 対象: 所属長又は課長級、課長補佐級
- 事務事業評価に関する職員研修会(令和5年3月22日)
 - 目的: 事務事業評価結果に対する今後の進め方など事務事業改善の意識醸成を図ること
 - テーマ: 事務事業評価のポイントと結果に基づく改善・見直しの進め方
 - 対象: 係長級、係員

【令和5年度】

- 事務事業の改善に関する職員研修会(令和5年7月4日)
 - 目的: 事務事業評価結果に基づく具体的な改善方策の検討のポイントを理解し、
事務事業改善の意識醸成を図ること
 - テーマ: 事務事業の改善のポイント
 - 対象: 所属長、係長級、副主査・主任主事級

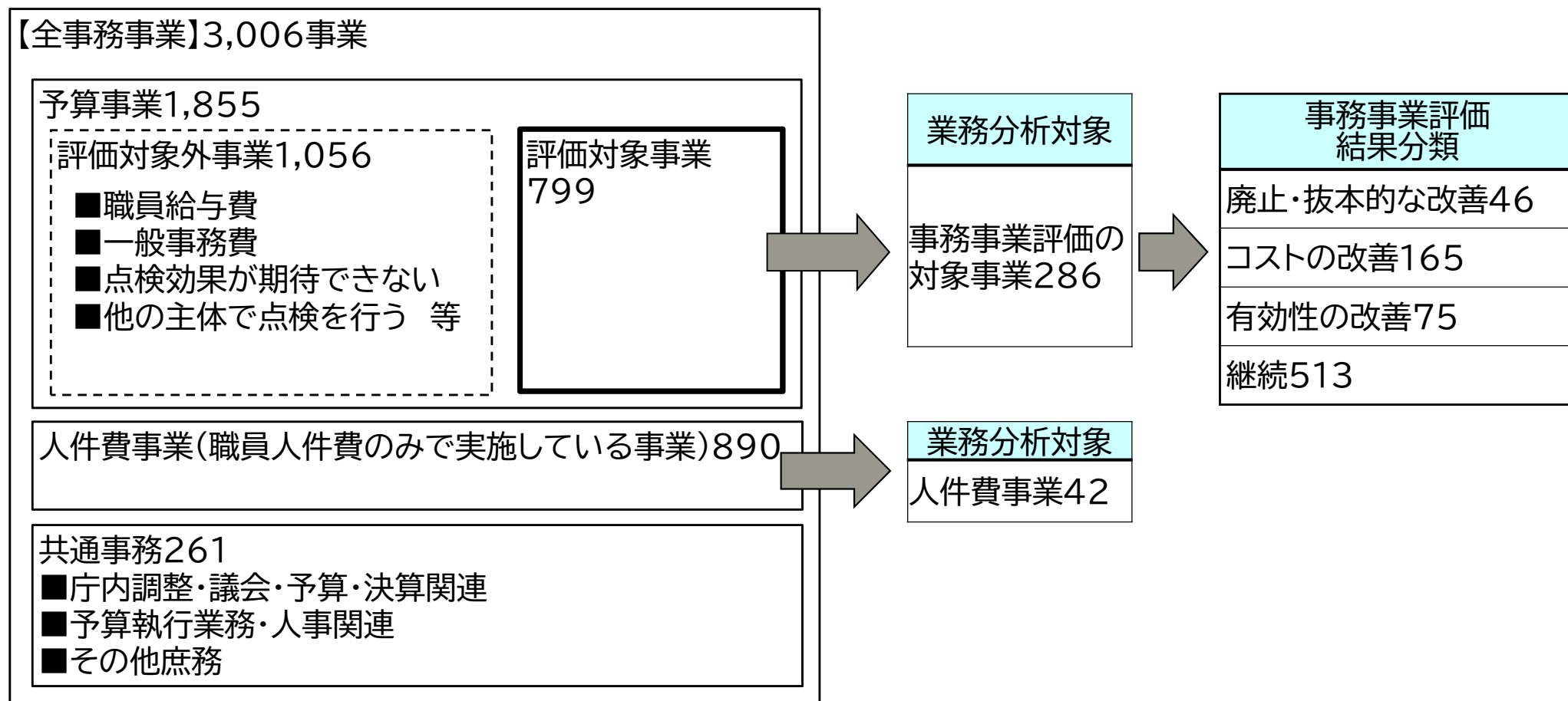
2 事務事業の評価・分析の 概要

(1) 「事務事業の評価・分析」全体像

【全体像】

- 市が令和3年度に実施した事務事業を対象に事務事業評価や業務分析を実施し、その全体像は、下記図表のとおりです。

図表 事務事業評価及び業務分析の実施対象事業の全体像



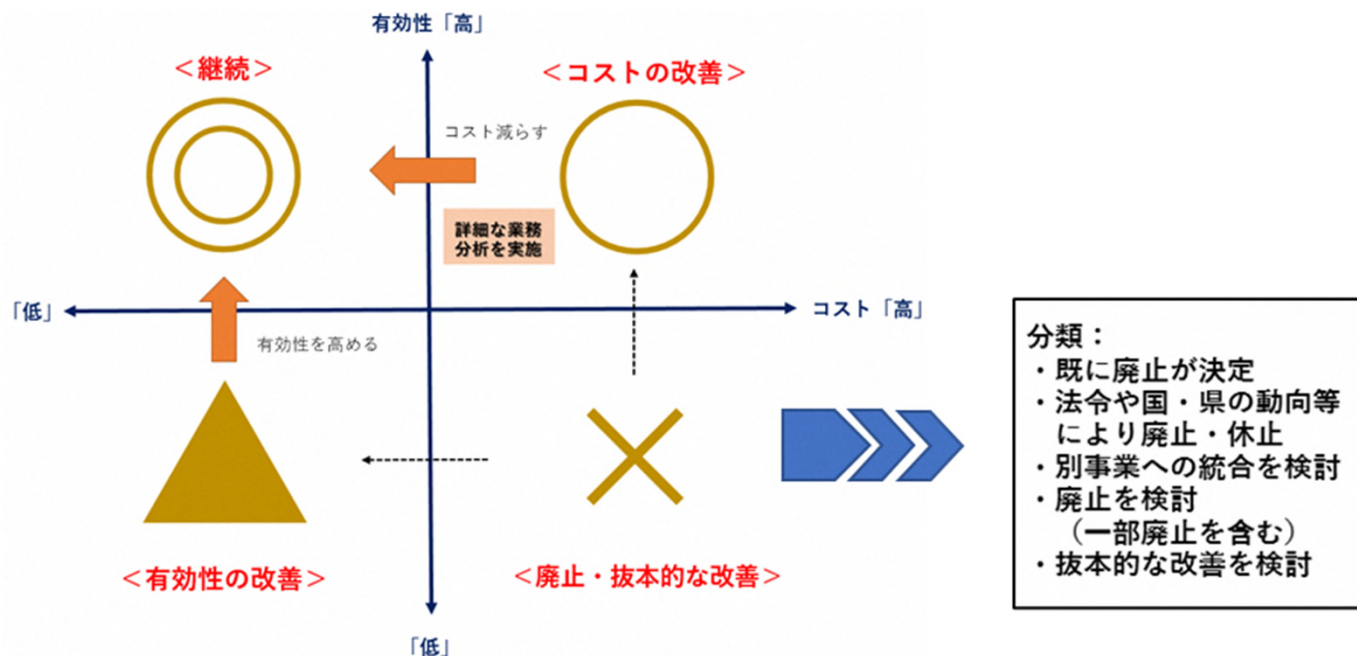
(3) 「事務事業評価」実施概要

【評価のための情報】

- 予算事業で評価対象となった事務事業について、以下の情報を把握・分析しました。
 - 定量情報: 令和元年度から令和3年度までの3年間の事業費に人件費を加え、事業ごとに設定した指標による1単位当たりのコスト
 - 定性情報: 上位施策の目的・目標に対する貢献度
 - 自動評価結果: 「指標の単位コスト増減(令和2年度→令和3年度)×有効性(上位施策への貢献度)」による4分類(廃止・抜本的な改善、コストの改善、有効性の改善、継続)

【評価結果(今後の方向性)】

- 自動評価結果等を踏まえて、4分類のいずれかの方向性の決定とその理由を分析



(4) 「業務分析」実施概要

【業務分析のための情報】

- 事務事業の業務(実施手順)について、業務遂行の問題点を分析するため、実施手順を細分化し、手順ごとに以下の調査を行いました。
 - 職員の従事工数(時間)、民間活力の活用状況
 - 難易度:一般行政職員が担うべき業務(本格業務)と、会計年度任用職員や民間企業でも担える業務(補助的業務)のいずれか

【分析結果】

- 正規職員の新たなリソース(労働時間)の創出や、業務の効率化の視点から、以下の改善方策の実施可能性について分析しました。
 - 新規の委託化や民間活力の活用等
 - 行政と民間との役割分担の見直し
 - 新たなICT活用
 - 業務の効率化

3 事務事業評価等に基づく 改善方策の期待効果

(1) 事務事業評価結果に基づく定量効果の把握【予算事業】

- 事務事業評価等の結果に基づく改善方策の実施による、改善実施(予定)年度から令和10年度までの定量的な効果は、以下のとおりです。

※現時点での試算であり、今後、財政状況及び社会経済情勢など本市を取り巻く様々な環境が変化する可能性があることから、効果額として約束するものではありません。また、現時点で定量的な効果が算定可能な事業で試算しています。

【財政効果】

総額:1,047百万円(50件) / 5年

I 事業内容の見直しにより期待される効果額: 883百万円 (39件)

- ・国民健康保険税の見直し
- ・健診の受益者負担の適正化
- ・給付の助成要件や対象等の見直し等

II 委託内容の見直しにより期待される効果額: 164百万円 (11件)

- ・業務実施範囲の見直し
- ・人員配置や労務時間の見直し等

【正規職員リソース創出効果】

総時間:24,266時間 (34件) / 5年

- ・作業効率化による職員従事時間の縮減
- ・新規の委託化や民間活力の活用等

(2) 事務事業評価結果に基づく定性効果の把握【予算事業】

- 事務事業評価等の結果に基づく改善方策の実施による成果の向上等の主な効果は、以下のとおりです。

※1事業で複数の改善分類が重複して該当する場合があります。

I 事業の見直しによる成果の量の向上(37件)

- サービス利用者数等の増加
 - 施設利用者数・イベント参加者数・研修受講者数等の増加

II 利用者・受益者の利便性向上(7件)

- 実施するサービスの機能向上、事務手順の見直しなどによる利便性向上
 - 電子申請の導入・サービス提供媒体の拡充、申請書類の見直し等

III 成果の質の改善・向上(33件)

- 制度の拡充や事業の見直しなどによる上位施策への貢献度(有効性)の向上
 - 社会の変化に対応した制度の拡充、アンケート結果を事業内容へ反映等

(3) 業務分析結果に基づくリソース創出効果の把握【人件費事業】

- 人件費事業の業務分析結果に基づく改善方策の実施による、正規職員のリソース(労働時間)の創出効果は、以下のとおりです。

※現時点で定量的な効果が算定可能な事業が対象です。

※改善方策の実施は、今後、費用対効果等を検証した後に実施の可否を決定します。

※1事業で複数の改善分類が重複して該当する場合があります。

【正規職員リソース創出効果】

年間:15,517時間(30件)／年

I 新規の委託化や民間活用等

5,610時間 (12件)

II 行政と民間の役割分担見直し

36時間 (1件)

III ICTの活用による省力化

8,204時間 (5件)

IV その他の業務の効率化

1,667時間 (12件)

4 今後の展開

4 今後の展開

【今回の事務事業評価等の今後の展開】

- 令和5年度の行政改革推進委員会の答申及び行政改革推進検討委員会による改善方策進捗の決定に基づき、以下の取組を推進します。
 - 事務事業所管部署による改善取組の着実な進捗(令和5年度～令和7年度)
 - 改善取組に則した事業費の予算反映
 - 改善取組の進捗状況の把握

【次回の事務事業評価等の方向性】

- 事務事業評価等は3年毎に実施することとしており、次回は令和7年度を予定しています。
- 今回の事務事業評価等の取組状況を踏まえて、今後、適切な実施方法を検討していきます。
- 事務事業評価に基づく改善のほか、事務事業評価によらない改善や日々の改善、直ちに改善が必要な取り組みについても、これまでどおり実施します。